

議 事 内 容

専務理事	第 87 回常設審議委員会の定刻となりました。 はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
会長	(挨拶)
議長	それでは、ただいまから第 87 回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
専務理事	本日は、審議委員の総数 19 名に対し 12 名の出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
議長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	(資料 1 により報告)
議長	本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 5 条・6 件のほか、「地域計画の取り組み状況について」を議題としています。 どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。
議長	また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
議長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、〇〇市(町)・〇〇委員と〇〇市(町)・〇〇委員をお願いします、書記は農業会議事務局といたします。
議長	はじめに、農地法第 5 条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。

議長	はじめに、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-1について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-2について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-3について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-4について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-5、5-6について、資料に沿って説明)
議長	農地法第5条関係6件について説明がありました。 ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議長	はじめに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請のコンクリート製品置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の工場建設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	許可基準の農業従事者の就業機会の増大に寄与するということで、30%雇用という要件がありますが、〇〇市(町)の協定の中で、何人雇用予定でそのうち何人が地元の方なのかお尋ねします。
〇〇農業委員会	新規就業者の人数は初年度は4名で、そのうち2名が地元の方となっております。
議長	他にございませんか。

- 〇〇委員 21 ページの図面の左下のところはどのようなところでしょうか。
- 〇〇農業委員会 ここは1筆未相続で、早急な相続ができないというところで、角地でもありますし影響がないということで今回の計画から外されております。
- 〇〇委員 いずれここを買い取るということではないのでしょうか。
- 〇〇農業委員会 ないと聞いております。
- 〇〇議長 他にございませんか。
- 〇〇委員 教育委員会の文化財係の意見書添付とありますが、最近〇〇市（町）の辺りでも発掘がされておりますが、ここら辺は対象地ということでしょうか。
- 〇〇農業委員会 意見書につきましては、当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地である〇〇〇の範囲に含まれます。ただし開発を行う場合は、文化財保護法第93条に基づく届出および事前の埋蔵文化財の確認調査が必要な地区です。なお、文化財保護法第93条に基づく届けについては既に提出されていますとの回答をもらっています。
- 〇〇委員 文化財保護区域ではあるが、教育委員会の方に届けをした。そして開発予定地については、今後発掘調査をしなくてはいけない地域になっているということですか。そしたら、文化財が出てくる可能性もあるということですね。
- 〇〇農業委員会 はい、そのとおりです。
- 〇〇委員 通常は文化財の指定地域ないしは登録箇所であれば、試掘をして、教育委員会の意見としては問題ありませんというふうなお墨付きというか確認をした上で、こういう転用申請がなされると私達は理解してるんですけど、そこら辺はどんなでしょうか。
- 〇〇委員 申請の際は試掘というのは決まりではなく、基本的にそういう指導は教育委員会の方から事前にすべきことですから、その確認はされた方

がいいかと思えます。最終的に出てきたときには、ストップもあり得ることを条件提示されれば大丈夫かと思えます。正解かどうかは分かりませんが、以前事例がありました。

農業会議事務局

文化財保護法第 93 条というのは、そういう地域であれば届出をしないという規定で、その届出は出されております。通常は、転用申請を出す前に届出を出して、調査をしてなかったということで開発を進めることとなりますが、今回は一緒に出されているので、開発の段階で出れば、中止という形になります。

議長

今の回答でよろしいでしょうか。

〇〇委員

流れを教えてもらいたかったので、今の回答で大丈夫です。

〇〇委員

20 ページを見たら、地主さんは 4 名で区画整理した後の番地が 20 も残っていますが、これについて教えてください。

農業会議事務局

換地の際に、同じ所有者であれば合筆せずそのまま残す場合があります。

〇〇委員

分かりました。

議長

他にございませんか。

委員一同

(意見・質問等なし)

議長

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員

(全員挙手)

議長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長

次に、農地法第 5 条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員	ここの地区は、道路からこの田面までが相当高いような位置だと思います。この図面を見る限り、2 m位道路から高さがあると思いますが、道路側の擁壁はどのようにされるかを伺いたと思います。
〇〇農業委員会	ご指摘のとおり、29 ページ下段の現況写真をご確認いただきますと、左側に道路が一部写っておりますが、この道路から一番高いところで3 m程の高低差がございます。南北に段差を作る形で区画を作られていき、切土が発生しまして、新設のコンクリートブロックで被害防除という計画が立てられております。
〇〇委員	広場に行くためには階段という形で記載されていますよね。今言われるように相当高いんであろうと思います。単純な擁壁とかではなかなか持ちこたえないという気がしますので、しっかりとした工事をやってもらえるように、確認の上お願いしたいと思います。
〇〇農業委員会	分かりました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の倉庫用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として
〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 以上、本日意見を求められた農地法第5条関係6件について、各市町
農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。

議長 続きまして、次の項目に移ります。
「地域計画の取り組み状況」について、農業会議事務局より説明をお願い
いたします。

農業会議事務局 (資料2により説明)

議長 皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見交換)

議長 最後に、その他の項目について、事務局よりお願いします。

農業会議事務局 (資料3により説明。)

議長 それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

〇〇委員 皆さま、お疲れさまでした。
次回は7月18日に総合庁舎で開催しますので、ご予約をお願いしま
す。総会は13:00から、1階のハーモニーホールで開催しますので、そ
れまでに移動されてください。